（国立国会図書館法の一部改正）

第七条　国立国会図書館法（昭和二十三年法律第五号）の一部を次のように改正する。

別表第一使用済燃料再処理・廃炉推進機構の項の次に次のように加える。

先端技術研究成果活用推進機構	科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）

（地方税法の一部改正）

第八条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第七号中「及び日本学術会議」を「、日本学術会議及び先端技術研究成果活用推進機構」に改める。

（行政事件訴訟法の一部改正）

第九条　行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）の一部を次のように改正する。

別表新関西国際空港株式会社の項の次に次のように加える。

先端技術研究成果活用推進機構	科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）

（所得税法の一部改正）

第十条　所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一全国社会保険労務士会連合会の項の次に次のように加える。

先端技術研究成果活用推進機構	科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）

（法人税法の一部改正）

第十一条　法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二全国社会保険労務士会連合会の項の次に次のように加える。

先端技術研究成果活用推進機構	科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）

（登録免許税法の一部改正）

第十二条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第三の十五の項の次に次のように加える。

十五の二	先端技術研究成果活用推進機構	科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第七十七条第一項（業務の範囲）の業務の用に供する建物の所有権の取得登記	第三欄の登記に該当することを証する財務省令で定める書類の添付があるものに限る。

（消費税法の一部改正）

第十三条　消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

別表第三第一号の表全国社会保険労務士会連合会の項の次に次のように加える。

先端技術研究成果活用推進機構	科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）

（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正）

第十四条　独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一新関西国際空港株式会社の項の次に次のように加える。

先端技術研究成果活用推進機構	科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）

（個人情報の保護に関する法律の一部改正）

第十五条　個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一国立大学法人の項の次に次のように加える。

先端技術研究成果活用推進機構	科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）

（公文書等の管理に関する法律の一部改正）

第十六条　公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一新関西国際空港株式会社の項の次に次のように加える。

先端技術研究成果活用推進機構	科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）

（国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律の一部改正）

第十七条　国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律（令和四年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

附則第三条から第六条までを削る。

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　林　芳正
法務大臣　平口　洋
財務大臣　片山さつき
文部科学大臣　松本　洋平
経済産業大臣　赤澤　亮正

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年七月十七日

内閣総理大臣　高市　早苗

法律第六十号

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律

（労働者災害補償保険法の一部改正）

第一条　労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

第八条の二第一項第二号中「第四十二条第二項」を「第四十二条第三項」に改める。

第十六条の二第一項ただし書中「妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。）」を「配偶者」に改め、同項第一号中「夫（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。）」を削り、同項第四号中「夫、」を削る。